

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市弁当調達実施要項

1 目的

この要項は、近江八幡市で開催する「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督等に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については国スポ開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 実行委員会は、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。

イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

ウ 競技会の運営に合わせた受注、搬入及び廃棄容器の回収ができること。

エ 実行委員会が定める弁当料金、献立等に対応できること。

(2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準については、別に定める。

(3) 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。

ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。

ウ 弁当調製業務を無断で第三者に委託したとき。

エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

7 弁当の料金

弁当の料金は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が定める弁当調達要項等に準じるものとする。

8 弁当の発注及び納品

弁当の発注は、実行委員会が数量をとりまとめ、選定された弁当調製施設に対し発注する。弁当の納品は、実行委員会が選定した弁当調製施設が、各競技会場へ冷蔵車等で配達する。

9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

10 弁当調達業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を委託できるものとする。

11 その他

(1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。